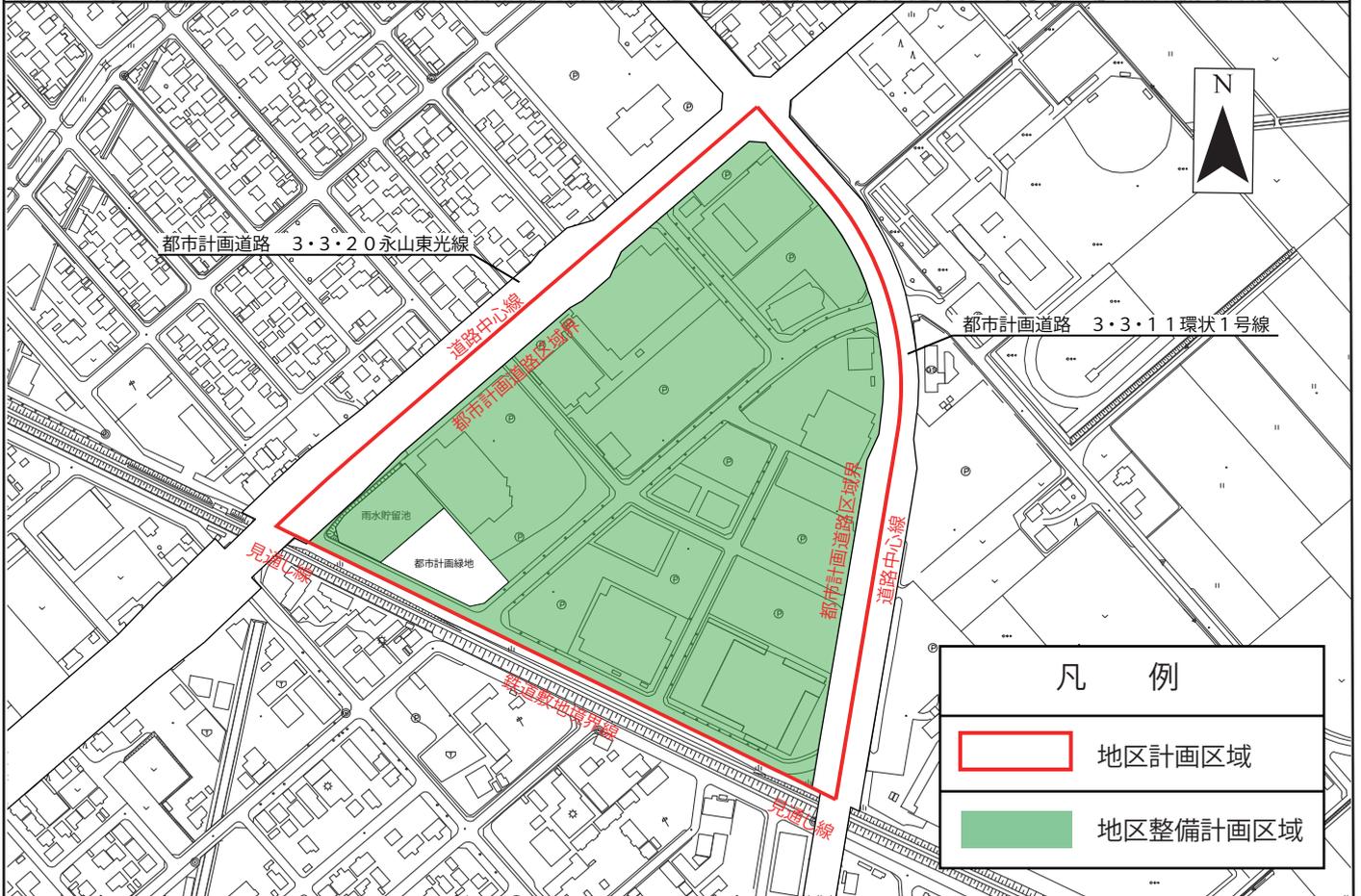
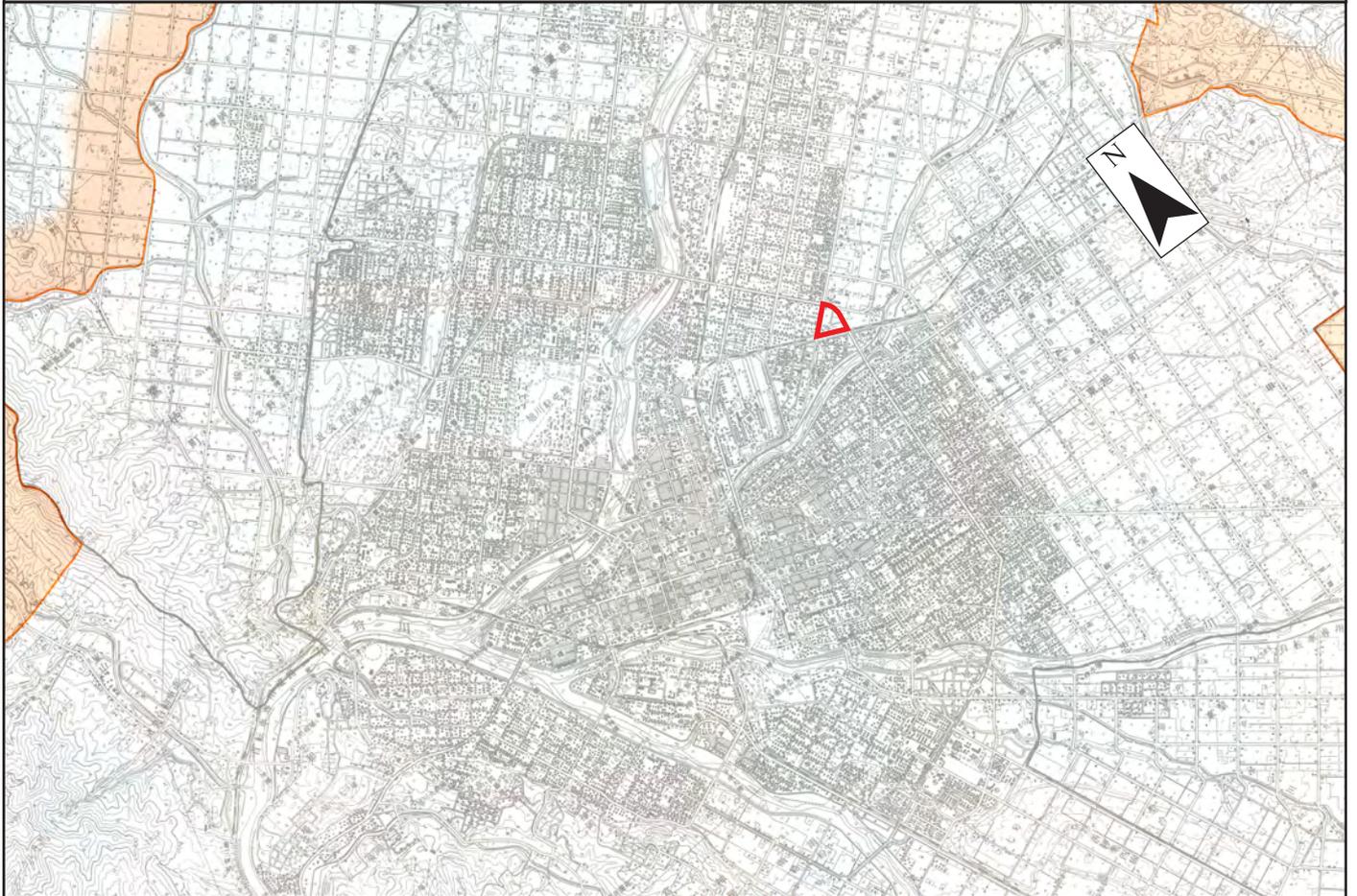


# 旭川圏都市計画豊永橋地区地区計画の変更 位置図・計画図



## 旭川圏都市計画地区計画の変更（旭川市決定）

都市計画豊永橋地区地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名称	豊永橋地区地区計画	
位置	旭川市永山10条3丁目、永山10条4丁目、永山11条3丁目及び永山12条3丁目の各一部並びに永山11条4丁目及び永山12条4丁目の各全部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	約11.7ヘクタール	
当該地区計画の目標	<p>当地区は、旭川市の中心部から北東約5キロメートルに位置し、都市計画道路「環状1号線」（道道旭川環状線）及び「永山東光線」（市道永山東光1号線）に接する交通の利便性に恵まれた地区であり、幹線道路の沿道にふさわしい良好な業務市街地として開発が進められてきた。</p> <p>本計画では、このような位置付けのもと、新しい消費者ニーズに対応する卸売業又は小売業を主体とした業務地としての機能の維持・増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を防止することにより、より一層の良好な業務市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	これまでの業務市街地としての土地利用を継続しつつ、新しい消費者ニーズに対応する卸売業又は小売業を主体とした業務地として、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、これまでの業務市街地の形成により整備された機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>(1) 新しい消費者ニーズに対応する卸売業又は小売業を主体とした業務地としての業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。</p> <p>(2) 新しい消費者ニーズに対応する卸売業又は小売業などの業務地として、ゆとりある街並みの形成と健全で円滑な業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</p> <p>(3) 業務地として適切な駐車スペースと緑化スペースが確保されるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>(4) 幹線道路の沿道として秩序ある景観形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告物の制限を定める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	豊永橋地区
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積	約9.7ヘクタール
	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（管理用のものを除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 畜舎 (4) ホテル又は旅館 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (6) 建築基準法別表第2(ち)項第2号に掲げるもの (7) 建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	400平方メートル
	建築物の壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路の隅切り部分を除く。）までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。 (1) 都市計画道路及びその他の道路の境界線 3メートル (2) 隣地境界線 1メートル 2 前項の規定は、地区整備計画の決定の際、現に存するもの（修繕、模様替えするものを含む）で、前項の規定に適合しない建築物の部分については、適用しない
	建築物等の形態又は意匠の制限	広告物は、旭川市屋外広告物条例施行規則に定める第2種制限地域の許可の基準に適合するものでなければならない。
備考		1 この地区計画において、「広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の屋外広告物又は屋外広告物を表示し、若しくは掲出する物件（建築物を除く。）をいうものとし、広告物に関する用語の意義は、旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）別表による。 2 前項に掲げる以外の用語の定義及び面積、高さ等の算定方法は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定による。ただし、この地区計画において、別に定めがある場合は、この限りでない。

理由 地区整備計画の区域の設定において、道路区域界と定めていた都市計画道路「永山東光線」の幅員及び区域が変更されるため、地区整備計画の区域を変更する。（約29㎡の拡大）